懲戒処分等の指針

平成 25 年 3 月 15 日 通 達 第 1 号

改正 令和4年3月18日通達第1号

第1 基本事項

本指針は、非違行為の代表的な例を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分又は指導上の措置(以下「懲戒処分等」という。)の量定を示したものです。

具体的な量定の決定に当たっては、

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との 関係でどのように評価すべきか
- 4 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 5 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮上、判断するものです。 このため、個々の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得ます。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、 それらについては、標準例に掲げる取扱を参考としつつ判断します。

また、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合、又は服務上の事故報告を怠り若しくは遅延した場合は、量定を加重します。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、企業長が人事通知書により、職員の非違行為に対して懲罰 として行う次の処分

- (1) 免職 勤務関係から排除する処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、服務に従事させない処分
- (3) 減給 6月以下の間、給料の月額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

懲戒処分には該当しませんが、自己の行為に対しての責任や管理監督責任を自覚させ、将来を戒めて、職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的として行う訓告、厳重注意、口頭注意等を監督、指導上の措置とします。

第3 標準例

1 一般服務関係

項目	事由	標準量定
欠勤	(1)正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
	(2)正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給
	(3)正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職
遅刻・早退	正当な理由なく勤務の始め又は終わりに繰り返し勤務を 欠いた場合	日数換算の上、欠勤の例による
休暇の虚偽請求	療養休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の請求をした 場合	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障 を生じさせた場合	減給又は戒告
職場内秩序びん乱	(1)他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職又は減給
白L	(2)他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給又は戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給又は戒告
営利企業等の従 事	許可なく営利企業等に従事した場合	減給又は戒告
違法な職員団体 活動	(1)地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は企業団の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前 段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、 そそのかし、若しくはあおった場合	停職又は減給
秘密漏えい	(1)職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重 大な支障を生じさせた場合	免職又は停職
	(2) 長野県上伊那広域水道用水企業団個人情報保護規程に違 反して、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用した場合	減給又は戒告
個人の秘密情報 の目的外収集	その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で 個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告

個人情報の盗難、 紛失又は流出	過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出した場合	減給又は戒告
政治的行為の制 限違反	(1)地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して 政治的行為をした場合	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為 を行うよう職員に求める等の行為をした場合	停職又は減給
	(3) 地方公務員法第136条の2の規定に違反して公務員の地 位を利用して選挙運動をした場合	免職又は停職
官製談合	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5 項に規定する「入札談合等関与行為」を行った場合	免職又は停職
セクシュアル・ハ ラスメント(他の 者を 場に 計り で は ままま で は が で は な で 性 の で さ お け な で 性 の さ さ け る 性 的 な は な は な は な は な は な は な は な は な は か な こ 言動)	(1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	(2) わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を行った場合	減給又は戒告
	(3)(2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患した場合	停職又は減給
	(4) わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合	 停職又は減給
	(5)(4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に 繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重責に よる精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
パワー・ハラスメ	(1)パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職、減給又 は戒告
ント(職務上の)とは、大や、大や、大や、大や、大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大	(2)パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を 受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した 場合	停職又は減給
	(3)パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた場合	免職、停職又 は減給
公務員倫理違反	(1) 賄賂を収受した場合	免職又は停職

	(2)利害関係者から供応接待を受けた <u>場合</u>	免職、停職又は減給
コンピュータの 不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的 で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
公文書の不適正	(1)公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	免職又は停職
な取扱い	(2)決裁文書を改ざんした場合	免職又は停職
	(3)公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又 は戒告

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2 公金等取扱い関係

項目	事由	標準量定
横領	公金又は企業団の財産を横領した場合	免職
窃盗	公金又は企業団の財産を窃盗した場合	免職
詐取	人を欺いて公金又は企業団の財産を交付させた場合	免職
紛失	公金又は企業団の財産を紛失した場合	戒告
盗難	重大な過失により公金又は企業団の財産の盗難に遭った場合	戒告
財産の損壊	故意に職場において企業団の財産を損壊した場合	減給又は戒 告
出火・爆発	過失により職場において企業団の財産の出火、爆発を引き起 こした場合	戒告
諸給与の違法支 出・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に受給した場合及び故意 に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に 受給した場合	減給又は戒 告
公金又は企業団 の財産の処理不 適正	自己保管中の公金の流用等公金又は企業団の財産の不適正な 処理をした場合	減給又は戒 告

3 公務外非行関係

項目事由	標準量定
------	------

放火	放火をした場合	免職
殺人	人を殺した場合	免職
暴行・傷害	(1)暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給又は戒告
	(2)人の身体を傷害した場合	停職又は減給
器物損壞	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告
横領	(1) 自己の占有する他人の物を横領した場合	免職又は停職
	(2)遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合	減給又は戒告
窃盗・強盗	(1)他人の財物を窃取した場合	免職又は停職
	(2)暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職
賭博	(1)賭博をした場合	減給又は戒告
	(2)常習として賭博をした場合	停職
麻薬・覚せい剤等 の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	免職
酩酊による粗野 な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかける ような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
わいせつ行為	(1)強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした場合	免職、停職又 は減給
	(2)公共の場所若しくは乗物において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した場合	停職又は減給
ストーカー行為	(1)ストーカー行為をした場合	減給又は戒告
	(2)(1)において、ストーカー規制法に基づく警察による警告を 受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした場合	停職又は減給

4 交通事故・交通法規違反関係

項目	事 由	標準量定
飲酒運転	(1)酒酔い運転をした場合	免職
	(2)酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人の身体を傷害した場合	免職
	(3)酒気帯び運転をした場合	免職又は停職
	(4)飲酒の事情を知りながら同乗した場合	停職
	(5)(4)の場合において飲酒運転をした者に指示又は命令等をした場合	免職
	(6) 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた場合	停職
飲酒運転以外の 交通事故等	(1)人を死亡させた場合	停職又は減給
7/27 P. V	(2)(1)の場合において無免許運転等の悪質な交通法規違反を した場合	免職
	(3)(1)の場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反 をした場合	免職
	(4)人の身体を傷害した場合	
	ア 過失割合10割かつ全治3月以上	減給
	イ 過失割合 5 割以上10割未満かつ全治 3 月以上又は過失 割合10割かつ全治 1 月以上 3 月未満	戒告
	ウ 上記の場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違 反又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	停職
	(5)他人のものを損壊し(過失割合5割以上)、事故等の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	減給
	(6)公務中の交通事故等により企業団に損害賠償(自賠責保険の支払分を除く。)を発生させた場合	戒告

無免許運転・速度超過等の交通法規違反	(1)無免許運転をした場合	停職又は減給
	(2)(1)の場合において他人の物を損壊する交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	停職
	(3) 時速70km以上の速度超過	減給
	(4)(3)の場合において公務中の場合	停職
	(5) 時速50km以上70km未満の速度超過をした場合	戒告
	(6)(5)の場合において公務中の場合	減給
	(7)公務中に時速30km以上(高速道路にあっては時速40km以上) 50km未満の速度超過をした場合	戒告

留意事項

- 1 飲酒運転とは酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。
- 2 酒酔い運転とは道路交通法117条の2第1号に定める状態をいう。
- 3 酒気帯び運転とは道路交通法117条の2の2第1号に定める状態をいう。

5 監督責任関係

項目	事由	標準量定
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者とし ての指導監督に適正を欠いていた場合	減給又は戒告
非行の隠ぺい・黙認	部下の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給

第4 公表基準

- 1 公表する懲戒処分等
 - (1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分
 - (2) 地方公務員法の規定に基づく刑事処分に関し起訴された場合の休職処分
 - (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督責任を問う監督、指導上の措置
- 2 公表の例外

次のような事案については、公表を控えることがあります。

- (1)被害者等から公表しないよう要請された場合
- (2) 被害者等のプライバシーに配慮する必要がある場合
- 3 公表する内容

公表する内容は、原則として被処分者の年齢、性別、処分内容、処分年月日及び処分理由とします。 なお、懲戒免職の場合、又は社会的影響が大きな事件で起訴等により氏名等が公にされている場合 等は、所属名、職名、氏名等についても公表します。